

事務連絡  
令和4年1月21日

各都道府県消防防災主管課 }  
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

## 消防庁予防課

基準の特例を適用した検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等について（情報提供）

令和3年1月から令和3年12月までに、技術上の規格に関する基準の特例（以下「特例基準」という。）の適用を受けた検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等について下記のとおり情報提供いたします。

特例基準を適用した検定対象機械器具等又は自主表示対象機械器具等については、販売等にあたり「㊦」や「特」のマークが表示されていますのでご留意願います。

なお、各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

### 記

#### 【検定対象機械器具等】

#### 1 住宅用防災警報器（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「施行令」という。）第37条第7号）関係

（主な特例事項：構造及び機能、感度）

##### （1）特例基準適用品

##### ア 住宅用防災警報器

- （ア）申請者 新コスモス電機株式会社
- （イ）種別 光電式住宅用防災警報器（CO反応式）
- （ウ）型式 電池方式、2種（DC3V、300mA）、連動型、自動試験機能付
- （エ）型式番号 住警第2021～6号
- （オ）型式承認日 令和3年6月1日

##### イ 住宅用防災警報器

- （ア）申請者 新コスモス電機株式会社
- （イ）種別 光電式住宅用防災警報器（CO反応式）
- （ウ）型式 電池方式、2種（DC3V、300mA）、連動型、自動試験機能付

(エ) 型式番号 住警第2021～7号

(オ) 型式承認日 令和3年6月14日

(2) 概要

ア 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号）第11条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 光電式住宅用防災警報器のうち、電源に電池を用いるものであって、周囲の空気中に含まれる一酸化炭素の容量比が、百万分率で40以上200未満の間で感度が自動的に切り替わる機能を有するものである。

2 スプリンクラー設備等に使用する流水検知装置（施行令第37条第9号）関係

（主な特例事項：構造、機能）

(1) 特例基準適用品

ア 流水検知装置

(ア) 申請者 エア・ウォーター防災株式会社

(イ) 種別 流水検知装置

(ウ) 型式 予作動式（負圧式）、開放型100（10K、縦）

(エ) 型式番号 流第2021～1号

(オ) 型式承認日 令和3年1月27日

イ 流水検知装置

(ア) 申請者 エア・ウォーター防災株式会社

(イ) 種別 流水検知装置

(ウ) 型式 予作動式（負圧式）、開放型150（10K、縦）

(エ) 型式番号 流第2021～2号

(オ) 型式承認日 令和3年1月27日

(2) 概要

ア 流水検知装置の技術上の規格を定める省令（昭和58年自治省令第2号）第12条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 一次側に加圧水、二次側に大気圧より低い圧力の空気を満たした状態にあり、火災報知設備の感知器が作動した場合、弁体が開き、加圧水が二次側へ流出するものである。

【自主表示対象機械器具等】

1 消防用ホース（施行令第41条第2号）関係①

（主な特例事項：呼称）

(1) 特例基準適用品

ア 届出者 櫻護謨株式会社

イ 種別 消防用ホース

ウ 型式 平（大量送水用）、合成樹脂（合成樹脂被覆）、使用圧1.2、呼称400（シングル、ポリエステルフィラメント・ポリエステルフィラメント交織、円織）

エ 届出番号 H0227NA01A

オ 届出日 令和3年9月16日

(2) 概要

ア 消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第22号）第47条の規定に

基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 内径が呼称400のもので、被覆のあるジャケットを有する平ホースとしたもの。

ウ 大量の水等を送水することができるもので、ウォーターハンマー等の衝撃圧力が加わらないことを前提に、耐圧試験圧力を低減しているものである。

## 2 消防用ホース（施行令第41条第2号）関係②

（主な特例事項：呼称）

### （1）特例基準適用品

ア 届出者 芦森工業株式会社

イ 種別 消防用ホース

ウ 型式 平（大量送水用）、合成樹脂（合成樹脂被覆）、使用圧1.4、呼称250（シングル、ポリエステルフィラメント・ポリエステルフィラメント交織、円織）

エ 届出番号 H0127NA03A

オ 届出日 令和3年10月6日

### （2）概要

ア 消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第22号）第47条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 内径が呼称250のもので、被覆のあるジャケットを有する平ホースとしたもの。

ウ 大量の水等を送水することができるもので、ウォーターハンマー等の衝撃圧力が加わらないことを前提に、耐圧試験圧力を低減しているものである。

## 3 消防用ホースに使用するねじ式結合金具（施行令第41条第4号）関係①

（主な特例事項：構造）

### （1）特例基準適用品

ア 届出者 芦森工業株式会社

イ 種別 消防用結合金具

ウ 型式 使用圧1.6、ねじ式、呼称150

エ 届出番号 C15KM02A

オ 届出日 令和3年10月12日

### （2）概要

ア 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）第28条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 受け口と差し口の双方が同一形状を有し、相互にねじる方法により着脱する方式のものである。

ウ 受け口と差し口の区別がないため、ホースの接続作業が容易に行えるものである。

エ 広域応援等で異なる種類の結合金具と結合することが想定される場合は、媒介金具を用意しておく必要がある。

## 4 消防用ホースに使用するねじ式結合金具（施行令第41条第4号）関係②

（主な特例事項：構造、呼称）

### （1）特例基準適用品

ア 届 出 者 芦森工業株式会社  
イ 種 別 消防用結合金具  
ウ 型 式 使用圧1.5、ねじ式、呼称300（大量送水用）  
エ 届 出 番 号 C15KN03A  
オ 届 出 日 令和3年10月12日

(2) 概要

- ア 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）第28条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 受け口と差し口の双方が同一形状を有し、相互にねじる方法により着脱する方式のものである。
- ウ 受け口と差し口の区別がないため、ホースの接続作業が容易に行えるものである。
- エ 呼称300のもので、接続するホースは大量送水用ホースである。
- オ 広域応援等で異なる種類の結合金具と結合することが想定される場合は、媒介金具を用意しておく必要がある。

消防庁 予防課規格係 担当：大長 TEL：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
---